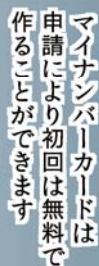
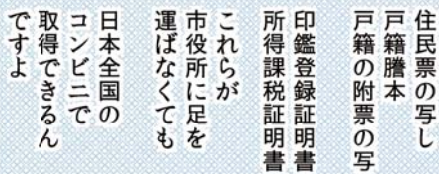


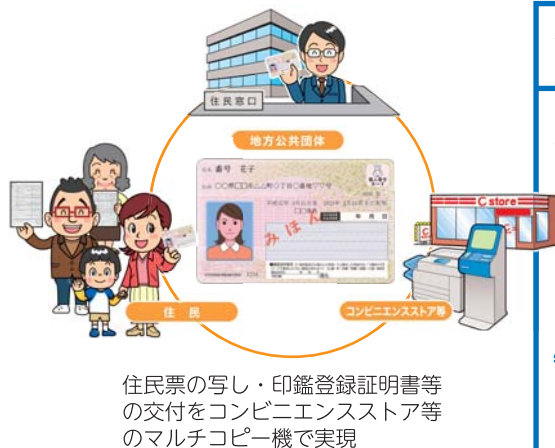
～証明書コンビニ交付サービス編～



証明書コンビニ交付サービス

平日は忙しくて市役所へ行く時間がない人でも、休日や夜間、あるいは仕事の合間に近くのコンビニエンスストアで証明書等が取得できます。

全国のコンビニエンスストアで取り扱いますので、遠方に住む人や外出先からでも証明書等の取得が可能となり、暮らしがとても便利になります。



利用できる店舗	- 市内のセブンイレブン及びローソン - 全国のコンビニエンスストア等（マルチコピー機設置店のみ）				
利用できる時間	6時30分～23時（土日、祝日も利用可能） ただし、戸籍に関する証明書は、平日9時～17時のみ利用可能 ※ 年末年始及びシステム休止日は利用できません。				
取得に必要なもの	- 利用者証明用電子証明書が有効なマイナンバーカード - 暗証番号（4桁） - 手数料 <table border="1"> <tr> <td>住民票の写し、印鑑登録証明書、所得課税証明書、戸籍の附票の写し</td><td>200円</td></tr> <tr> <td>戸籍（全部・個人）事項証明書</td><td>450円</td></tr> </table>	住民票の写し、印鑑登録証明書、所得課税証明書、戸籍の附票の写し	200円	戸籍（全部・個人）事項証明書	450円
住民票の写し、印鑑登録証明書、所得課税証明書、戸籍の附票の写し	200円				
戸籍（全部・個人）事項証明書	450円				

サービス利用の注意点

次の人はサービスの利用がいただけません

- マイナンバーカードの「利用者証明用電子証明書」が無効の人
- 15歳未満の人
- DV等支援措置対象者の人

マルチコピー機の利用手順

- ①画面から【行政サービス】→【証明書交付サービス】のボタンを選択します
 - ②機械にマイナンバーカードをかざして読み取りを行います
 - ③必要な証明書の種類と発行部数を選択します
 - ④入力した内容の最終確認を行います
 - ⑤料金支払い→証明書印刷→領収書の発行
- ※印刷には数分時間がかかる場合があります

サービスQ&A

Q1 通知カードでサービスを利用できますか？

A1 通知カード、住民基本台帳カードでは、サービスをご利用いただけません。
利用者証明用電子証明書が有効なマイナンバーカードが必要です。

Q2 利用者証明用電子証明書の暗証番号を忘れてしまいました。

A2 暗証番号を忘れたときや暗証番号を3回連続で間違えてロックがかかったときは、暗証番号の再設定が必要です。
マイナンバーカードと本人確認書類（運転免許証や健康保険証等）を持ち、市民課又は総合支所総合窓口課へお越しください。

Q3 県外に出張で市役所に証明書を取りに行けません。日曜日もサービスは利用できますか？

A3 戸籍に関する証明書を除き、土日、祝日もサービスをご利用いただけます。
また、全国のコンビニで取り扱いができますので、お近くのコンビニをご利用ください。
ただし、戸籍（全部・個人）事項証明書、戸籍の附票の写しは、平日9時～17時のみのサービスとなります。

Q4 相続の手続きで除籍謄本が必要ですが、コンビニで取得できますか？

A4 除籍謄本は、コンビニでは取得いただけません。戸籍に関する証明書に限らず、住民票の写しや所得課税証明書についても、最新の証明書しかコンビニでは取得いただけません。

Q5 マイナンバーカード（個人番号カード）って？

A5 マイナンバー（個人番号）が記載された顔写真付のプラスチック製のカードです。
カードの券面には、本人の顔写真のほかに、氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーが表示されています。
本人確認書類となる身分証明書として利用できるほか、自治体サービス、e-Tax等の電子証明書を利用した電子申請やコンビニでの証明書の取得など、様々なサービスにご利用いただけます。

マイナンバーカードは、本人確認書類として使えて、便利です。



問い合わせ先 市民課（戸籍、住民票及び印鑑登録に関する証明書、マイナンバーカードに関すること） ☎0837(52)5230
税務課（所得・課税に関する証明書） ☎0837(52)5234